



米最高裁アファーマティブ・アクション違憲判決を振り返って

すずき
鈴木

かずこ
和子

●テキサス A&M 大学 社会学部 准教授

今年6月下旬に、米国連邦最高裁判所で歴史的な判決がなされた。大学への入学者選抜において人種を考慮すること（affirmative action、積極的差別是正措置）は違憲だとする判定である。現在私は一時日本に帰国中で、この話を一般の日本人にすると、いくつか決まった反応が返ってきた。その中で多かった反応のひとつが、「人種で差別したらだめだから、当たり前判決なのでは？何を今さら。アメリカは能力主義の国じゃなかったの？」というもの。普段、米国の学生相手に講義をしている私にとって、これは非常に新鮮な反応だ。というのも、今回の訴訟で取り上げられたハーバード大学を含め、米国の多くの大学では、アファーマティブ・アクションを採用しており、その是非については、米国民の間でも意見が分かれているからだ。

もっとも、先のような日本人の反応は、アファーマティブ・アクションがアメリカで導入された背景を知らないからともいえる。もともとは、1960年代の公民権運動から派生した施策で、奴隷制など「過去の過ちに対する補償」として、積極的に差別を是正するための措置をとることにより、黒人などの人種的マイノリティの状況を改善しようというのが、その主たる目的であった。高等教育を受けることにより、報酬や社会的地位が高い職業に就くことができる。奴隷制やその後の人種隔離政策により、累積的に不利な状況に置かれたアフリカ系アメリカ人が負の連鎖を断ち切るためには、まず彼らが「教育への機会」を享受できるようになることが大切であるという考え方である。

ところが、近年においては、アファーマティブ・アクションは、教育環境や雇用のうえでの「多様性の確保」という意義に、比重を移して採用されてきた経緯がある。従って、主として黒人、ネイティブ・アメリカン、ヒスパニック系に適用され、白人とアジア系アメリカ人は適用外である。そこで、白人やアジア系に対する逆差別ではないのかという問題提起がなされるようになったのだ。たとえば、今回のハーバード大学のケースでは、原告（学生やその親がメンバーとなっている保守系の非営利団体）の「（アファーマティブ・アクションによって）アジア系の入学者数が不当に抑えられ、人種差別にあたる」との主張に対し、被告の大学側は、アジア系に対する差別を否定し、「是正措置がなくなれば、学生が多様性のある環境で生活し、学ぶ機会が失われてしまう」との反論を展開した。アファーマティブ・アクションを違憲とする今回の判決の重大さを理解するには、このような施策の目的の変質を理解することも重要であり、マイノリティに特化した奨学金制度などと並行して、「教育への機会の均等」にある程度の貢献をしてきたことは看過すべきではない。私の夫は、政治亡命者の両親をもつヒスパニック系アメリカ人の1.5世（移民である一世の両親の子供で、幼い時に母国から米国に移住）である。彼を含めた姉妹3人は、このような制度がなければ、お金のない家庭から、アメリカで一流大学・大学院に入学・卒業することはできなかつただろうと言っている。現在、夫は大学教授、義理の姉は弁護士、その妹も大学教育に携わっている。

アファーマティブ・アクションを禁止している州

現在9つの州（網掛）が、人種を考慮することを、州立大学への入学選抜において禁止している。

出典：The Chronicle of Higher Education



こんなふうにと書くと、「アファーマティブ・アクション、実はいい制度なんじゃない？」と思われる読者もいるかもしれない。しかし、何事にも良い面、悪い面がある。結果として、アファーマティブ・アクションは、トップレベルの大学で、「人種的多様性」をある程度推し進めることはできたが、大学における「階級の多様性」を改善するどころか、より深刻な格差に寄与することとなった。いい大学に入るには、ボランティア活動をしたり予備校に行くなどの準備があり、世界中から受験者が集まるトップレベル校を目指すには、それなりの先行投資が必要となってくる。日本で、東大合格者には経済的に恵まれた家庭出身者が多いというデータがあるが、それと似たような現象だ。所得五分位階級で見ると、ハーバード大学では、最上位に属する世帯出身の学生数は、最下位に属する世帯出身の学生数の15倍にもなる。全体の71%の学生は、大卒世帯の所得の中央値を上回る家庭の出身者である。つまり、アファーマティブ・アクションは、富裕層に属する黒人、ヒスパニック、ネイティブ・アメリカンには有利であるが、低所得者層に属する学生には、自分の人種的属性に関係なく、より一層過酷な競争を強いるようになってしまった。

アファーマティブ・アクションが批判される一方で、アメリカの有名大学では、レガシー入学制度というものがある。富裕層の寄付者や卒業生の子弟を優先して合格させる入試制度である。日本人の中には誤解を覚悟で、前者を「下駄をはかせる」といい、後者を「裏口入学」という人もいる。

寄付者の名前を冠して施設や学食付きのクラブハウスを建設したり、日本と違って、あまりにも堂々とやっているのだから、「裏口入学」にまわりつく負のイメージがかなり希薄である。アファーマティブ・アクションの違憲判決が出た時は、もしかしたら、次はレガシー入学に関する訴訟が起きるかもしれないと思ったら、案の定であった。またもやハーバード大学がやり玉に上がった。原告の複数のマイノリティ団体が、「白人富裕層が大多数を占めるレガシー入学は、公民権法に違反している」と告発した。最初にレガシー入学の話聞いた時には、なんとも不公平な制度だと憤慨したりもしたが、彼らを含めた学部生（の親たち）が、日本のサラリーマンの賞与も含めた平均年収（600万円弱）よりも高い学費や寄付金を出してくれるからこそ、大学院合格者の授業料免除や奨学金が賄われ、院生が勉強や研究に集中して結果をだすことを求められるのだと思うと、大学全体としてバランスが取れているような気もしてくる。私自身、大学院での授業料全額免除などの恩恵にあずかったひとりであるので、複雑な心境である。就労のビザを持たない私が、博士号を取得するまでの8年間、とてもではないが大学の援助なしでは熾烈な競争を生き残れなかっただろう。そういった意味では、米国の大学の無償の奨学金制度には感謝をしており、この恩には教育を通じて次世代の研究者の育成をもって報いようとする次第である。